

給与水準等の地域差を反映させる仕組みについて ～介護報酬の地域区分の見直しについて～

現行制度（介護報酬の地域区分）について

1. 基本的な考え方

平成12年の制度創設時には、介護サービスの提供に要する費用を包括的に評価した介護報酬のうち、直接処遇職員の人件費に相当する部分について、国家公務員の調整手当の級地区分を基本として地域区分を設け、地域差の勘案を行った。

2. 現行の介護報酬における地域区分

- 基本の報酬単価10円に対して地域区分、サービス種類ごとに割り増しがされる。
- 特別区、特甲地、甲地、乙地、その他の地域の5つの区分分けをしている。
→ 地域区分毎の割り増し率は、特別区(12%)、特甲地(10%)、甲地(6%)、乙地(3%)である。
- 介護サービスを、「平成11年介護報酬に関する実態調査結果」に基づいて、「人件費比率60%のサービス」と「人件費比率40%のサービス」に類型化し、人件費比率に地域区分毎の割り増し率を乗じて、報酬単価を割り増ししている(次ページ参照)。

3. 現行の地域差を勘案している費用についての考え方

介護サービスに要する費用を大別すると、人件費、物件費(備品類等)、土地代・減価償却費があるが、現行の地域区分では、直接処遇職員(介護職員、看護職員等)の人件費に相当する部分についてのみ地域差を勘案。